令和８年度高等学校等教育改革推進事業における

学校間連携、交流の拡大推進業務仕様書

１ 本業務の概要

（１）趣旨

本業務は、国の「高等学校等教育改革促進事業」の改革先導拠点校として採択された岩手県立杜陵高等学校における改革の取組を着実に推進し、本県における県立高校教育の改革推進を図ろうとするものである。

（２）本業務の内容

ア　ＩＣＴを活用した学校間連携機会の創出

イ　多様な背景を有する生徒への支援方策の調査、研究

ウ　本事業の次年度の実行計画素案の作成支援

２ 各業務の提案

県として定める業務の仕様は以下のとおり。

（１）ＩＣＴを活用した学校間連携機会の創出

目的	生徒が多様な考え方や価値観に触れることを可能とするための探究活動の推進
委託内容	ＩＣＴを活用した県内各校の探究活動の連携、交流の機会を創出する。
企画提案内容	・県内小規模校の生徒を対象とした、学校を超えた生徒同士のマッチングを行う学校横断型探究連携の企画､運営、連携調整 ・オンラインを活用した複数の学校間での探究成果発表会を実施。本発表会の企画・運営、各校との連携調整。
留意事項	・取組の着実な推進のため、委託期間内において、定期的な支援を実施すること。 ・県教育委員会と連絡、調整を図りながら業務を実施すること。 ・令和９年度以降は全県に拡大予定であること。

（２）多様な背景を有する生徒への支援方策の調査、研究

目的	不登校等多様な背景を有する生徒への支援方策の調査、研究
委託内容	インターネット上の仮想空間（メタバース）を活用した生徒支援について調査、研究を行う。
企画提案内容	・メタバースを活用した多様な背景を有する生徒への相談支援や学習支援について、システム構築、導入、効果的な支援方法等の調査、研究 ・調査、研究結果の紙資料での提供及びデモンストレーションの実施
留意事項	・令和９年度から県内生徒を対象に運用開始を検討していること。

（３）本事業の次年度の実行計画素案の作成支援

目的	事業の円滑な実施に向けた次年度計画作成支援
委託内容	次の内容を取り入れた次年度計画作成の支援をする。 ＩＣＴ活用、探究活動、学校間連携、メタバース、多様な背景を有する生徒の支援
企画提案内容	・改革先導拠点校の計画を基に、事業実施の具体についての提案及び資料作成
留意事項	・令和９年度当初から実行する計画を検討すること。

３　契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「３　プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

（２）再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

（３）業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ　県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ　受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

（４）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

（５）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

（６）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年３月 30 日岩手県条例第７号）を遵守しなければならない。